

# 任意継続組合員資格取得申出書

(裏面の記入方法を参照に、太線枠内を記入してください。)

共済組合決裁欄		
事務局次長	係長	係員

記号	番号			
組合名称	大阪市職員共済組合			
退職時に使用されていた所属所				
退職年月日	令和 年 月 日	退職時の標準報酬月額	第 級	円
掛金納付方法	(翌月以降に希望する納付方法を○で囲んでください。)			
	<input checked="" type="radio"/> 1. 毎月払い <input checked="" type="radio"/> 2. 6ヵ月分一括前納 <input checked="" type="radio"/> 3. 12ヵ月分一括前納			
給付金受取口座	☆どちらか希望する項目をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ①現在、登録している口座を引き続き給付金受取口座にする。 <input type="checkbox"/> ②現在、登録している口座から別の口座を給付金受取口座にする。 (別途、申請書がありますので、記入のうえ提出していただくことになります。)  *この受取口座は当共済組合から給付金等を振込むための口座です。 <b>掛金の口座自動振替はできませんのでご注意ください。</b> 掛金につきましては、所定の納付書により金融機関窓口で納付してください。			

大阪市職員共済組合理事長 様

上記のとおり申出ます。

令和 年 月 日				
自宅住所	〒	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
(フリガナ)				○ 印
氏名				
性別	<input checked="" type="radio"/> 男 ・ <input checked="" type="radio"/> 女	生年月日	<input checked="" type="radio"/> 昭和 ・ <input checked="" type="radio"/> 平成	年 月 日
自宅電話番号	( )	-		

喪失前異動	有・無	任継加入前組合員期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-------	-----	------------	---------------

受付番号	
------	--



## 申出についての注意事項

この申出書は、任意継続組合員の資格取得を希望する際に、退職日の翌日から19日以内に当共済組合に提出するものです。

### 記入方法について

①記号、番号

- ・ 在職中に使用していた組合員証に記載されている記号、番号を記入してください。

②退職時に使用されていた所属所

- ・ 退職時の所属名（局、区名等）を記入してください。

③退職年月日

- ・ 退職日を記入してください。

④退職時の標準報酬月額

- ・ 退職時に適用されていた標準報酬月額を記入してください。

⑤掛金納付方法

- ・ 掛金の納付方法を選んで、○で囲んでください。
- ・ 掛金の納付については、納付書に記載されている納付期限までに納めてください。

⑥給付金受取口座

- ・ 給付金受取口座については、当共済組合から給付金等を振込む際に使用する口座です。  
**※掛金の引き落としをするための口座ではありませんのでご注意ください。**
- ・ 現在登録している口座のまま変更しない場合は①に、変更する場合は②に、それぞれチェックしてください。  
②にチェックした方は、「任意継続住所変更兼給付金受取口座変更届」を別途提出してください。

⑦申出日、自宅住所、氏名、性別、生年月日、自宅電話番号

- ・ 組合員本人から申し出ていただきます。記入誤りのないようご注意ください。

### 資格喪失になるとき

次のいずれかに該当した場合には、任意継続組合員の資格は喪失します。

①任意継続組合員の資格取得日から起算して2年間を経過したとき。

②掛金を納付期限までに納付しないとき。

③組合員が死亡したとき。

④再就職により被保険者等となったとき。  
(後期高齢者医療制度への加入も含む。)

⑤任意継続組合員でなくなることを希望する旨を申し出て、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。  
(他の健康保険組合等の被扶養者になるときや、国民健康保険に加入するときなど。)

※上記事由の③～⑤に該当した場合は、当共済組合に届出が必要です。

届出方法は、任意継続の申請の際にお渡しする「任意継続を申出された方へ」に記載していますので、そちらをご覧ください。